

医療機関名 西尾内科クリニ ック	所 在 地 鳥取市岩倉四四六一二三	指 定 年 月 日 昭和六十二年一月三十日
------------------------	----------------------	--------------------------

鳥取県告示第六十四号

西伯郡中山町退休寺一九二永岡幸吉ほか三人の者が共同（下甲地区土地改良事業共同施行）して行う土地改良事業に係る下甲地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十二年三月四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
中山町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十五号

西伯郡岸本町清原三四手嶋勇ほか九人の者が共同（林ヶ原土地改良事業共同施行）して行う土地改良事業に係る林ヶ原地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十二年三月四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
岸本町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十六号

中山町が行う土地改良事業に係る浜田地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十二年三月四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
中山町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十七号

岸本町が行う土地改良事業に係る福岡地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律

第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十二年三月四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
岸本町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日吉津村が行う土地改良事業に係る日吉津地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次の土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
境港市	団体営農道整備事業五ヶ井手地区農道整備	昭和六十一年十二月二十六日
〃	森岡地区	昭和六十一年三月十八日

鳥取県告示第百七十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

米子市

二 事業の種類

米子市巖公民館駐車場増設事業

三 起業地

1 収用の部分 米子市蚊屋字西出口南川添地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

米子市教育委員会社会教育課

鳥取県告示第百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画下水道事業天神川流域下水道

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分 事業地に倉吉市耳字鳥ノ子を加え、同市鴨河内字上向

河原及び耳字西下河原を削る。

2 使用の部分 事業地に倉吉市鴨河内字天神谷並びに耳字湯瀬平ラ、

字東下川原、字廣見河原、字松木河原、字柳河原、字横

道及び字大地木を加え、同市鴨河内字東上河原並びに耳

字北下河原、字西下河原及び字上河原を削り、同市鴨河

内字天神河原並びに耳字上ミ田及び字鳥ノ子地内におい

て事業地を変更する。

鳥取県告示第七十二号

米子港に係る港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域の指定及び変更についての公聴会を開くので、

同法第三十七条の二第二項の規定により、その期日、場所、港湾隣接地域に指定しようとする地域及び変更しようとする港湾隣接地域を、次のとおり告示する。

昭和六十二年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一期日 昭和六十二年三月九日 午後一時三十分から

二 場所 鳥取県西部総合事務所第一会議室

三 港湾隣接地域に指定しようとする地域及び変更しようとする港湾隣接地域

地域

1 港湾隣接地域に指定しようとする地域

彦名地区

次の基点一から基点二九までを順次に直線で結んだ線と水際線に囲まれた地域

基点一 米子市彦名字坂口新田一 一六八三―四地先の護岸標杭

二 基点一から二七度四〇分四・六メートルの点（彦名字坂口新田

一 一六八三―四地先無番地）

三 二から二八九度三〇分一三〇・〇〃 （ 〃 〃 ）

四 三から二八一度四〇分八八・〇〃 （ 〃 〃 六八五―

三）

五 四から二八六度二〇分六〇・七〃 （ 〃 〃 字三番川灘

一四二―三）

六 五から三二四度〇〇分六〇・〇〃 （ 〃 〃 一四二―

三地先無番地）

七 六から二九七度一〇分三三・〇〃 （ 〃 〃 ）

八 七から二八〇度〇〇分一〇・七〃 （ 〃 〃 一五七―

二）

九 八から三〇二度二〇分一六・五〃 (〃 字上船入灘
一九三一二地先無番地)

一〇 九から三〇九度三〇分四〇・五〃 (〃 一九四)

一一 一〇から三二〇度三〇分一四・八〃 (〃)

一二 一一から二五度三〇分一〇八・五〃 (〃 一九七一
二)

一三 一二から二九四度三〇分二八・〇〃 (〃 字上船入西
七五四)

一四 一三から二〇四度〇〇分五七・八〃 (〃 七八八一
一地先無番地)

一五 一四から二八九度〇〇分四五・二〃 (彦名字上船入七
八九)

一六 一五から二七八度五〇分三七・〇〃 (〃 七八〇地
先無番地)

一七 一六から二八九度〇〇分五三・八〃 (〃 七七五)

一八 一七から一七度二〇分三〇・二〃 (〃 七七四)

一九 一八から二九七度三〇分二四・二〃 (〃 明神港七九
一)

二〇 一九から三四八度二〇分七二・〇〃 (〃 七九五)

二一 二〇から一度三〇分二七・五〃 (〃 七九五)

二二 二一から二八四度〇〇分三二・五〃 (〃 八一)

二三 二二から八度五〇分一九・六〃 (〃 八一〇
三)
二四 二三から二七八度五〇分四五・〇〃 (〃 八二一
一地先無番地)

二五 二四から一八八度三〇分一六・五〃 (〃 八二一
一)

二六 二五から二八四度三〇分八六・〇〃 (〃 八一三)

二七 二六から一二度一〇分六・七〃 (〃 八一三
二)

二八 二七から三一六度〇〇分一一・二〃 (〃)

二九 二八から二六七度三〇分八・三〃 (〃)

2 港湾隣接地域を変更しようとする地域

昭和四十年四月二十日鳥取県告示第百八十九号で指定した米子港に
係る安倍地区の港湾隣接地域を、次のように改める。

安倍地区

次の基点一から基点九までを順次に直線で結んだ線と水際線に囲ま
れた地域

基点一 米子市安倍字姐板西三三八一二地内の標杭

二 基点一から一三度一〇分六・五メートルの点(安倍字姐板西三
四一)

三 二から二八八度〇〇分二二・三〃 (〃 四二五)

四 三から三〇九度〇〇分五八・八〃 (〃 四三〇)

五 四から三二一度二〇分四八・五〃 (〃 四三三)

六 五から二八八度一五分一七・六〃 (〃 四三四)

七 六から二〇三度〇〇分五五・三〃 (〃 四三八
三)

八 七から二九二度二〇分三九・六〃 (〃 四三八
三地先無番地)

九 八から二〇七度四〇分四・六〃 (〃)

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、昭和62年度前期の技能検定を次のとおり実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により公告する。

昭和62年3月3日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 実施する検定職種

園芸装飾、造園、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、電気めつき、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、版下製作、製板、印刷、プラスチック成形、石材施工、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、塗装、塗装、路面標示施工、塗料調色、広告美術仕上げ、写真及びフラワー装飾

2 検定の等級

技能検定は、1の職種ごとに、1級及び2級に分けて、又は単一等級により行う。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験により行う。

4 試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

昭和62年6月19日（金）から同年9月14日（月）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、昭和62年6月12日（金）に鳥取県職業能力開発協会に掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検 定 職 種	実 施 期 日
金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、電気めつき、電気機器組立て、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形、とび、ブロック建築、熱絶縁施工、塗装、広告美術仕上げ及び写真	昭和62年8月30日（日）
機械加工、仕上げ、建設機械整備、布はく縫製及び石材施工	昭和62年9月6日（日）
園芸装飾、造園、電子機器組立て、紳士服製造、版	

下製作、製板、左官、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、サッシ施工、表装、路面標示施工、塗料調色及びフローラー装飾	昭和62年9月13日(日)
--	---------------

4 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市本町三丁目102 商工会館 (別館)

鳥取県職業能力開発協会

(3) 受付期間

昭和62年4月6日(月) から同月17日(金) まで (郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請書請求」と朱書きし、返信用封筒 (あて先を記入し、60円切手をはつたもの) を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「申請書

在中」と朱書きすること。

6 受検手数料等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検 定 職 種

手 数 料

園芸装飾

12,500円

造 園

11,500円

機械加工

12,500円

金属プレス加工

10,500円

鉄 工

10,500円

建築板金

12,500円

工場板金

12,500円

電気めつき

12,500円

仕上げ

12,500円

電子機器組立て

12,500円

電気機器組立

12,500円

建設機械整備

10,500円

婦人子供服製造

9,000円

紳士服製造

10,500円

布はく縫製

12,500円

家具製作

12,500円

建具製作

12,500円

版下製作

9,500円

製 板

12,500円

印刷	12,500円
プラスチック成形	12,500円
石材施工	12,500円
とび	11,500円
左官	10,500円
プロック建築	10,500円
タイル張り	10,500円
量製作	12,500円
防水施工	12,500円
内装仕上げ施工	12,500円
熱絶縁施工	12,500円
サッシ施工	12,500円
表装	12,500円
塗装	10,500円
路面標示施工	12,500円
塗料調色	10,500円
広告美術仕上げ	12,500円
写真	12,500円
フラワー装飾	12,500円
イ 学科試験の受検手数料	2,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は、納付を要しない。

(3) その他

申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、受検手数料は返還しない。

7 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が昭和62年10月6日(火)に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の氏名は、昭和62年10月6日(火)の鳥取県公報で公告する。

8 その他

技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部労政訓練課(電話0857-26-7231)又は鳥取県職業能力開発協会に問い合わせること。